

「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」 の基本方針（案）について

1 趣旨

性的マイノリティのカップルや事実婚のカップル等、現在の婚姻制度を利用することができない方や、容易ではない方について、2人のパートナーシップ宣誓の届出を市が受領し、対外的に証明する「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を創設します。

この制度は、婚姻制度のような法的な効力は発生しませんが、2人の関係が尊重され、自分らしく安心して生きることができるよう応援するものです。

2 定義

- (1) パートナーシップ
互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面・生活面または精神面で互いに責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した2人の関係をいいます。
- (2) ファミリーシップ
パートナーシップにある方の双方または一方の子（養子を含む）、または親（養親を含む）との家族としての関係をいいます。
- (3) 宣誓
パートナーシップにある2人が、市長に対しパートナーシップまたはパートナーシップ及びファミリーシップにあることを表明し、宣誓書に署名することをいいます。

3 制度の名称

「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」

4 根拠規定

「盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」

5 証明事項

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」により、市が宣誓書を受領したことを証明します。

6 対象者

宣誓できるのは、パートナーシップ関係にあり次のいずれにも該当する2人の方です。

- (1) 成年（18歳以上）であること。
- (2) 少なくとも一方が市内に住所を有する、または市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 他の人とパートナーシップ関係にないこと。

- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄でないこと（祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、おじおば、甥姪等）。ただし、養子縁組によって近親者になった場合を除きます。
- (6) ファミリーシップも併せて宣誓する場合は、対象とする子及び親の同意が得られていること（子は15歳以上について同意を確認）。

7 宣誓の方法

電話、メール等により宣誓日を予約のうえ、宣誓日の1週間前までに必要書類一式を所管課に提出し（郵送可）、書類審査を受けた後に、2人で来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に署名していただきます。

8 必要書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届
- (2) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (3) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたもの。転入予定の場合は、転入予定であることが分かる書類）
- (4) 現に婚姻していないことを証明する書類（戸籍抄本等。宣誓日前3か月以内に発行されたもの）
- (5) ファミリーシップを併せて宣誓する場合は、戸籍その他の親子関係を証明する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたもの）及び当該子・親が署名した同意書（子は15歳以上について同意書が必要）

9 交付する書類について

審査のうえ、要件を満たしているときは、次の書類を交付します。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（A4サイズ、1枚）
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード（運転免許証サイズ、宣誓者それぞれに1枚）
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の写し

10 通称名の使用

宣誓する方が、性別違和等のやむを得ない理由があるときは、通称名を使用することができます。この場合、交付する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

11 再交付

紛失等により再交付を受けたいときは、再交付申請書により申請することができます。

12 宣誓事項の変更

宣誓届に記載した事項に変更があった場合は、宣誓届届出事項変更届に受領証等及び変更内容を確認できる書類を添えて提出いただく必要があります。

13 返還

次のいずれかに該当するときは、受領証等を返還していただく必要があります。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (4) 宣誓が無効となったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

14 宣誓の無効

宣誓届の内容に虚偽があったとき、受領証の不正使用があったとき等は宣誓を無効とします。

15 利用可能なサービスについて

本市が提供する行政サービスのうち、配偶者や親、子を対象としているサービスについて、市の裁量により宣誓者を対象者として扱うことが可能となるものについては、柔軟な運用に努めるものとし、わかりやすい情報提供に努めます。なお、サービスに伴う利用者負担についても、十分に説明いたします。

民間事業者等に対しては、本制度の趣旨に沿った一層のサービスの充実を目指し、協力を呼びかけます。

16 その他

- (1) 本制度は、要綱に基づくもので、婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効果が生じるものではありません。
- (2) 戸籍や在留資格が変わるものではありません。
- (3) 宣誓や、受領証等の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- (4) 市長は、受領証等が返還されたときや、宣誓が無効になったときは、当該受領証等の交付番号を公表することができます。
- (5) ファミリーシップに氏名が記載されている方が、ファミリーシップからの離脱を希望するときは、受領証等からの氏名の削除を申し立てることができます。15歳未満の子については、15歳に達した日から申立が可能です。
- (6) 宣誓者の一方が死亡したときでも、残された方々が引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、返還の必要はありません。
- (7) 市は、本制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。